

第二号議案

大分県立高等学校学則の一部改正について  
大分県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年九月二十五日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

大分県立高等学校学則の一部を改正する規則

第一条 大分県立高等学校学則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表の大分県立竹田高等学校の項の次に次のように加える。

大分県立久住 高原農業高等 学校	本 校	竹 田 市	全 日 制	農 業 科
------------------------	--------	-------------	-------------	-------------

第二条 大分県立高等学校学則の一部を次のように改正する。

別表の大分県立三重総合高等学校の項中

大分県立三重 総合高等学校		本 校	豊 後 大 野 市	全 日 制	普 通 科 生 物 環 境 科 メ デ ィ ア 科 学 科
久 住 校	竹 田 市			全 日 制	農 業 科

を

大分県立三重 総合高等学校	本 校	豊後大野市	全 日 制	普通科 生物環境科 メディア科 学科
------------------	--------	-------	-------------	-----------------------------

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則中第一条の規定は平成三十年十月一日から、第二条の規定は平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第二条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、大分県立三重総合高等学校久住校に在学している者は、施行日に大分県立久住高原農業高等学校に在学しているものとする。

提案理由

平成三十年十月一日に県立久住高原農業高等学校を設置することに伴い、同校の課程及び学科を定めるとともに、平成三十一年四月一日に県立三重総合高等学校久住校を廃止することに伴い規定を整備する必要があるので提出する。

大分県立高等学校学則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第二号） 新旧対照表 第二条関係

改正案		現行	
別表（第二条関係）		別表（第二条関係）	
（以下略）	名称	大分県立三重総合高等学校	大分県立三重総合高等学校
	位置	本校	本校 豊後大野市
	科		
	課程	全日制	全日制
	学科	普通科 生物環境科 メディア科	普通科 生物環境科 メディア科 農業科
（略）		（略）	

## 大分県立高等学校学則の一部改正の概要

### 1 改正理由

- (1) 農業教育の充実を図るため、県立三重総合高等学校久住校を本校化し、県立久住高原農業高等学校を新たに設置予定であることから、同校の課程及び学科を別表に加えるもの
- (2) 県立三重総合高等学校久住校の本校化に伴い同校を廃止する予定であることから、同校を別表から削るもの

\* 上記事項については、大分県立学校の設置に関する条例（昭和39年大分県条例第57号）の一部を改正する議案を平成30年県議会第3回定例会に上程中である（平成30年9月25日議決予定）。

### 2 改正内容

#### (1) 学校の設置

名 称		位 置	科	課 程	学 科
大分県立久住高原 農業高等学校	本校	竹田市		全日制	農 業 科

#### (2) 学校の廃止

別表から県立三重総合高等学校久住校を削る。

### 3 施行期日

- (1) 県立久住高原農業高等学校の設置 平成30年10月1日
- (2) 県立三重総合高等学校久住校の廃止 平成31年 4月1日

### 4 経過措置

上記3（2）の改正規定の施行日の前日において、県立三重総合高等学校久住校に在学している者は、施行日に県立久住高原農業高等学校に在学しているものとする。